

戦略的イノベーション創造プログラム(SIP) 「マテリアル事業化イノベーション ・育成エコシステムの構築」 公募説明



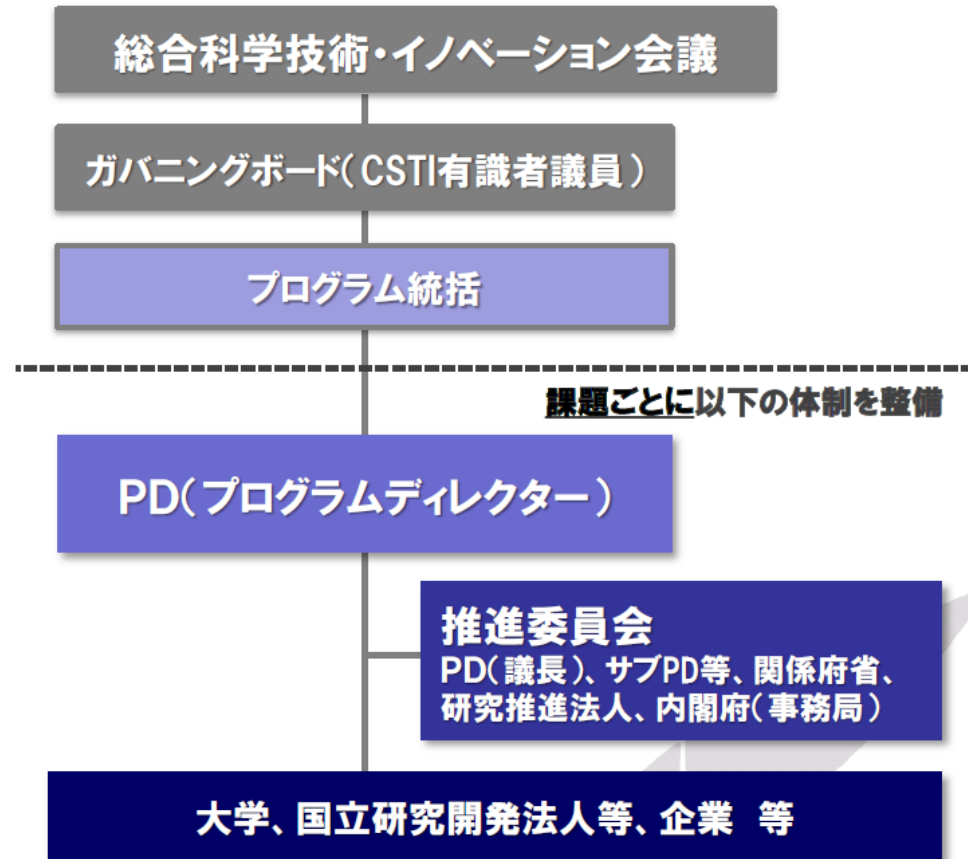
国立研究開発法人物質・材料研究機構
SIP推進室

プログラムの仕組み



<実施体制>

- 課題ごとにPD（プログラムディレクター）を選定。
- PDは関係府省の縦割りを打破し、府省を横断する視点からプログラムを推進。このためにPDが議長となり、関係府省等が参加する推進委員会を設置。
- ガバニングボード（構成員：総合科学技術・イノベーション会議有識者議員）を随時開催し、全課題に対する評価・助言を行う。
- プログラム統括を設置し、ガバニングボードの業務を補佐する。



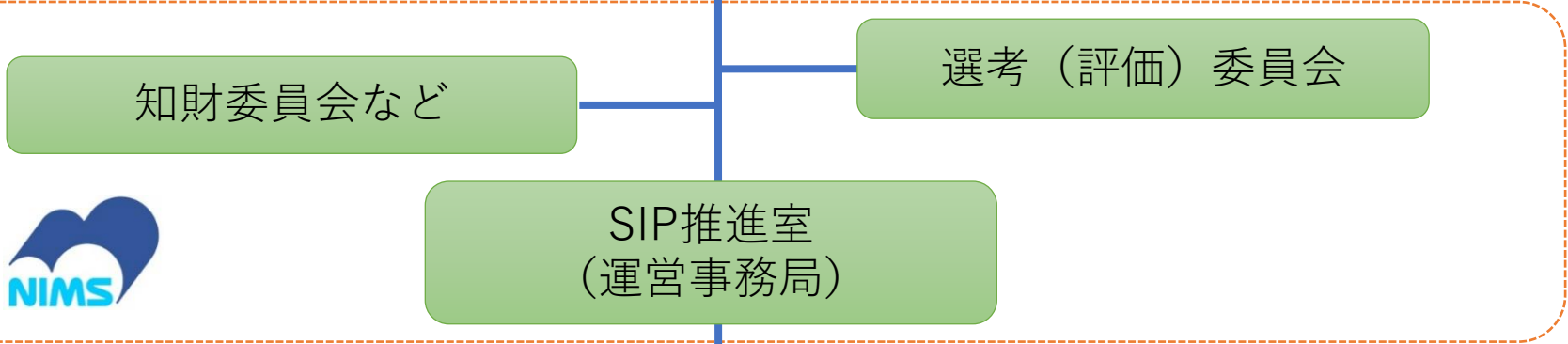
「マテリアル事業化イノベーション・育成エコシステムの構築」 運営体制



木場PD

出村SPD、濱川SPD、瀬戸山SPD

推進委員会



SIP推進室
(運営事務局)

サブ課題A
エコシステム形成の為に
ソフトインフラ整備

サブ課題B
データ基盤連携技術の
確立

サブ課題C
マテリアルユニコーン
予備軍の創出

応募

公募対象・規模・件数など

(公募要領 15頁)

◆公募対象：

サブ課題C「マテリアルユニコーン予備軍の創出」
個別テーマ(1)「マテリアルユニコーン予備軍創出支援」
における研究開発課題（プロジェクト）を実施する研究開発責任者

◆公募期間：2024年4月1日（月）～5月17日（金）

◆初年度の委託研究費（間接経費を含む）：1～3億円/件程度

◆支援期間：最長3年間

◆採択件数：3～4件程度

※※応募状況（件数、予算申請額等）に応じて、採択件数・期間・予算は変動する可能性があります。

また、提案課題の応募時点における研究開発・事業化のステージに応じて、内閣府「研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）マテリアルスタートアップインキュベーション促進事業」（今年度中に公募予定）など、SIP本課題と関連する他事業への応募を推奨する場合があります。

※今年度のサブ課題C個別テーマ(2)：テーマメンタリングの公募は秋頃を予定。

応募者の要件（1）

（公募要領 15, 16頁）

応募は、研究開発責任者個人が応募してください。応募の要件は以下のとおりです。

- ① 自らの研究開発構想に基づき、産学連携を含めその構想の実現に適した実施体制を構築し、研究開発責任者として当該研究開発テーマを推進できる研究者であること。
- ② 研究開発テーマに係る分野において、研究蓄積を有するとともに、研究実施において必要となる関係者との連携や協力体制が構築できる活動実績を有すること。
- ③ 国内の研究機関（※）に所属して研究開発を実施できること。

（※）「国内の研究機関」：国内に法人格を持つ大学、独立行政法人、国公立試験研究機関、特別認可法人、公益法人等、企業等のうち、研究開発を実施している機関。

応募者の要件（2）

（公募要領 15, 16頁）

- ④ 不適正経理に係る申請資格の制限等に抵触していない研究者であること。
- 「研究機関における公的研究費の管理・監査」
https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm
 - 「研究活動における不正行為への対応等」
https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm
- ⑤ 所属研究機関で実施している研究倫理教育に関するプログラム、またはeAPRIN（旧CITI）等、NIMSが認める研究倫理教育プログラムを予め修了していること。

提出物（1）

（公募要領16頁）

（1）研究開発課題提案書

- ・ 応募書類 鑑（様式1）
- ・ 研究開発課題提案書（様式2）
- ・ プロジェクト希望予算案（様式3）
- ・ 業務実施体制図（様式4）
- ・ 知的財産確認書（様式5） ← 参画機関のうち大学等のみ提出
- ・ 書類選考用プレゼンテーション資料（様式6）
- ・ 令和5年度サブ課題C個別テーマ（2）テーマメンタリングの結果（様式自由） ← 該当者のみ提出

◎e-RadにはPDF化して応募、

元ファイル（Word, Excel, PPT）を、事前連絡のうえNIMS指定のクラウドへ（2）の動画とともにアップロード。

提出物（2）

（公募要領16頁）

（2）研究開発課題提案動画

① サイトビジットを模した動画

研究開発、支援終了後の起業などを遂行できる能力があることをアピールして下さい。

② プレゼンテーション動画

技術ポイントやユニコーン化のシナリオなどをアピールして下さい。

* 動画仕様（①②共通）

- ・ 再生時間 各3分
- ・ ファイルフォーマット：MP4 または MOV、容量：400MB以下
- ・ ファイル名 [機関名]_[提出責任者名]_[提出日8桁].[拡張子]

◎（1）の元ファイルとともに、事前連絡のうえ、NIMS指定のクラウドへアップロード

e-Radの使用

(公募要領17～18頁)

(1) e-Radへの研究機関、研究者情報の事前登録

◎登録には2週間程度必要。e-Radポータルサイト参照。

<https://www.e-rad.go.jp/>

※すでに取得済みの機関、研究者は不要。

(2) e-Radによる応募申請

<注意事項>

①応募情報のWeb入力と申請様式の添付が必要。

②アップロードできる電子媒体：1ファイル、30MB以下、PDF形式のみ。

③研究機関事務代表者の承認が必要な場合、研究者による応募申請の提出後の応募のステータス（「課題一覧」画面）は「研究機関処理中」となる。提出締切日時までに、研究機関（事務代表者）の承認が必要。

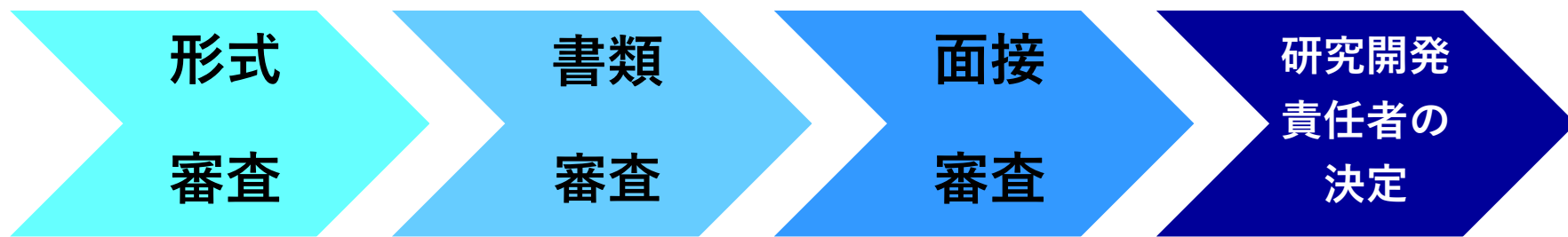
※提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関処理中」または「受理済」となっていない申請は無効となる。

※提出締切日時までに研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、NIMSまで連絡して下さい。10

選考

選考の流れ

(公募要領25頁)



- 選考は非公開
- 選考に関わる者→守秘義務遵守
- 利害関係者→選考不参加
- 採択に際して、研究開発目標・実施内容及び体制の一部変更、提案予算額の見直し等の条件を付す場合がある。

◎スケジュール (随時NIMSウェブサイトに掲載予定)

公募期間	面接審査会	研究開始
4月1日 (月) ~5月17日 (金)	6月下旬 (予定)	8月1日 (予定)

評価基準

(公募要領25～26頁)

(1) 提案内容の妥当性

- ①本SIP課題の実施方針の目的や目標に合致した内容であるか。
- ②研究開発課題における要件を網羅し、これら要件を満たす具体的な提案であり、その内容に妥当性があるか。

(2) 実施計画の妥当性

- ①研究開発課題提案において、研究開発期間内に開発を終えることのできる適当な実施計画、期間の設定がなされているか。
- ②上述①の場合において、実施の為の経費が適当であるか。

(3) 実施体制の妥当性

- ①応募申請時に未起業のテーマにおいては、本SIPサブ課題Cによる研究開発期間終了後1年以内に、スタートアップを設立する意思があり、本提案による事業シナリオに基づく事業推進を着実に推進し、とりまとめる能力を有しているか。
- ②大企業のカーブアウトを想定したテーマにおいては、本SIPサブ課題Cによる研究開発期間終了後に、当該研究テーマをカーブアウトする意思があり、本提案による事業シナリオに基づく事業推進を着実に推進し、とりまとめる能力を有しているか。
- ③事業規模に対して、経理に関する体制は十分な人数・能力を有しているか。

研究開発課題の要件：①分野

(公募要領26頁)

※必須要件と加点要件で構成される。

◎必須要件（全てを満たすこと）

- ・ユニコーン企業の創出が期待される分野であること。
- ・我が国マテリアル産業としてGDPの押し上げに繋がる分野であること。
- ・ESG投資視点（orインパクト投資視点）、即ちSDGsに繋がる社会課題解決が求められる分野であり、その課題のボトルネックとなる課題について取り組むこと。

◎加点要件

- ・既に世界市場で我が国が1/3以上のシェアを有している分野であること。
- ・我が国の生活を守るために必要と思われる分野であること。

研究開発課題の要件：②事業推進

(公募要領26, 27頁)

◎全て必須要件であり、全てを満たすこと

- ・概ねステージ2前の研究開発テーマであって、事業化についての明確な仮説とシナリオを有していること。
- ・応募者がベンチャー企業の場合は、Series Aファイナンス実施前であること。
- ・応募者が大企業等の所属で、カーブアウトを想定する場合は、研究開発終了後1年以内にカーブアウト等により新会社を設立することをコミットすること。
- ・SIP支援期間中に事業ステージ2以上に引き上げ、支援終了後1年以内に、SIPにおける支援額と同額以上の金融投資家等、民間からの資金拠出により自立した事業化推進がなされること。
- ・用途特化型アプリによる、マテリアルandプロセスインフォマティクスにより挽回and/or圧倒的地位構築出来ること。
- ・用途特化型アプリの構想について正しく理解し、その要件定義と座組みを提案すること。

研究開発課題の要件：②事業推進

◎全て必須要件であり、全てを満たすこと

(公募要領26, 27頁)

- ・ 応募者が所属する機関の産学連携部門等が、大学知財ガバナンスガイドラインとSIP 課題が示すエコシステム像を理解して実施体制に加わり、さらに、サブ課題A 個別テーマ (1) 公募への応募も検討していること。
 - ※サブ課題A 個別テーマ (1) の公募は本年8 月頃の予定です。
 - ※サブ課題A の詳細は、公募要領12～13 頁、「戦略及び計画」56～57 頁を参照してください。
- ・ サブ課題B 個別テーマ (1) で構築する中核プラットフォームの活用についてNIMSの仲介のもとサブPD と事前に相談すること。
 - ※必ず事前に仲介依頼メールを事務局宛 (sip3material_koubo@nims.go.jp) に送付してください。
 - ※本課題の選考はNIMS により委嘱された委員から構成される選考委員会により行われ、PD およびサブPD は関与いたしません。
- ・ サブ課題B 個別テーマ (2) を事前に探索し、公募への応募を検討していること。
 - ※サブ課題B の詳細は、公募要領12～13 頁、「戦略及び計画」57～58 頁を参照してください。
 - ※サブ課題B 個別テーマ (2) の公募は本年8 月頃の予定です。

委託研究契約

NIMSとの委託研究契約

(公募要領30～32頁)

- 研究開発責任者が作成し、PDによって承認された計画に基づき、研究開発費を受け取る全機関とNIMSが1対1の委託研究契約を締結。
 - ・原則、研究開発の再委託は不可（業務委託は可能）。
- 複数年度契約の締結。
 - ・やむを得ない理由で生じた研究開発費の繰り越しが可（機関の種類、理由などにより可否判断）。
 - ・向う2年間の契約。毎年変更契約により期間を延長。
- 本委託契約書とは別に参画機関間で適切な共同研究契約を締結。

研究開発者の責務等

研究開発責任者の責務等

(公募要領33～34頁)

(1) 研究開発の推進及び管理

- ①研究開発課題の実施にあたり研究開発課題内の研究開発計画の立案とその進捗管理の責任を負う。
- ②研究開発の推進に当たっては、PDの研究開発に関する方針に従う。
- ③サブ課題または個別の研究開発課題の体制内における会議体（運営委員会等）の設置・開催、それらの会議体における各種資料の作成、その他関連事項について、PDまたはサブPDから研究開発責任者に要請した場合は、それに応じる。
- ④研究開発責任者は、NIMSの指示に従い、研究開発報告書等の種々の書類を遅滞なく提出する。
- ⑤事業評価等の研究開発評価や、NIMSによる経理の調査や不定期に行われる国による会計検査等に適宜対応する。
- ⑥NIMSと研究機関との間の委託研究契約と、その他内閣府及びNIMSの定める諸規定等に従う。

(2) 研究開発費の管理

(3) 研究開発に参画するメンバーの管理

(4) 研究開発成果の取り扱い

(5) 各種の情報提供

(6) 国民との科学・技術対話

(7) 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組

主たる共同研究開発責任者の責務等

(公募要領34頁)

(1) 研究開発の推進及び管理

- ① 研究開発課題の実施にあたり共同研究開発機関内の研究開発計画の立案とその進捗管理の責任を負う。
- ② 研究開発の推進に当たっては、PD及び研究開発責任者の研究開発に関する方針に従う。
- ③ NIMSの指示に従い、研究開発報告書等の種々の書類を遅滞なく研究開発責任者に提出する。
- ④ 事業評価等の研究開発評価や、NIMSによる経理の調査や不定期に行われる国による会計検査等に適宜対応する。
- ⑤ NIMSと研究機関との間の委託研究契約と、その他内閣府及びNIMSの定める諸規定等に従う。

(2) 研究開発費の管理

所属機関内の研究開発費の管理（支出計画とその執行等）を所属機関、適切に行う。

上記の責務に加え、「IV-5-1. 研究開発責任者の責務等」（3）～（7）を含む。

知財

知財戦略

(公募要領36頁)

知財戦略についてはプラットフォームであるマテリアルユニコーン育成基盤と、各ユニコーン予備軍の両軸の視点が必要である。エコシステム形成の観点では、プラットフォームを活用した知的創作物としての用途特化型アプリや、アカデミア側主導で研究開発が進められた結果創出される知的財産は、仮にそれがスタートアップ専有を目的とするものであっても、アカデミア側の所有権とすることを原則とする。スタートアップから対価を得られるようにするためである。

エコシステム形成においては、サブ課題Aでルール形成に関する検討を行う。具体的には、プラットフォーム連携やスタートアップへの専有権付与、それに対する対価の支払い方法、収益の分配方法など、実際にプラットフォームを運用する上で必要となるルールについて検討を行う。さらに、マテリアルユニコーン予備軍の創出・育成を通じてこれら検討を行ったルールのトライアルを行い、ルール形成に繋げる。

知財委員会

(公募要領36, 37頁)

マテリアルユニコーン予備軍の知的財産戦略は、プラットフォームと一体的に考える必要がある。マテリアルユニコーンの事業シナリオ立案支援と共に、エコシステム形成の観点で知財戦略をユニコーン予備軍ごとに検討し、個別戦略の策定支援を行う。その知財戦略の検討・策定は、プラットフォーム、ユニコーン予備軍共に、以下に定める知財委員会において行う。

- 課題または課題を構成する研究項目ごとに、知財委員会をNIMS等または選定した研究開発責任者の所属機関（委託先）に置く。
- 知財委員会は、研究開発成果に関する論文発表及び知財権の権利化・秘匿化・公表等の方針決定等のほか、必要に応じ知財権の実施許諾に関する調整等を行う。
- 知財委員会は、原則としてPD またはPD の代理人、主要な関係者、専門家等から構成される。
- 知財委員会の詳細な運営方法等は、知財委員会を設置する機関において定める。

応募に際しての注意事項

応募に際しての注意事項（1）

（公募要領39～47頁）

- V-1 不合理な重複・過度の集中に対する措置（39頁）
- V-2 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保（41頁）
- V-3 不正使用及び不正受給への対応（41頁）
- V-4 他の競争的資金制度等で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置（43頁）
- V-5 関係法令等に違反した場合の措置（43頁）
- V-6 繰越について（43頁）
- V-7 府省共通経費取扱区分表について（43頁）
- V-8 費目間流用について（43頁）
- V-9 年度末までの研究期間の確保について（44頁）
- V-10 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について（44頁）
- V-11 研究設備・機器の共用促進について（44頁）
- V-12 博士課程学生の処遇の改善について（45頁）
- V-13 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について（46頁）
- V-14 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について（47頁）

応募に際しての注意事項（2）

（公募要領47～55頁）

- V-15 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について（47頁）
- V-16 URA等のマネジメント人材の確保について（47頁）
- V-17 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）（48頁）
- V-18 国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について（49頁）
- V-19 社会との対話・協働の推進について（49頁）
- V-20 研究データマネジメントについて（50頁）
- V-21 NBDCからのデータ公開について（50頁）
- V-22 競争的研究費改革について（50頁）
- V-23 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について（51頁）
- V-24 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について（52頁）
- V-25 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について（54頁）
- V-26 e-Rad上の課題等の情報の取扱いについて（54頁）
- V-27 e-Radからの内閣府への情報提供等について（54頁）
- V-28 研究者情報のresearchmapへの登録について（55頁）

お問い合わせ先

お問い合わせは下記にお願いします。

(1) 本SIP事業内容に関すること

国立研究開発法人物質・材料研究機構 (NIMS)

SIP推進室

E-mail: sip3material_koubo@nims.go.jp ※

※土曜日、日曜日、祝祭日に頂いたメールは休日明けの回答になることを、
予めご了承ください。

(2) e-Radの操作に関すること

e-Radヘルプデスク

0120-066-877 (9時～18時 土・日・祝を除く)